

# 青森県報

第二千六百十七号

平成十八年  
四月十七日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

保安林の指定……………(林政課) ……一  
保安林の指定解除予定……………(同) ……一

### 出先機関

土地改良区の役員の住所変更……………(中南地域) ……二  
右 同……………(同) ……二

### 選挙管理委員会

個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改正……………(事務局) ……三

### 雑 報

平成十七年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算(第二号)ほか四件及び平成十八年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算ほか五件の要領……………(新産業都市建設事業団) ……三

## 告 示

青森県告示第三百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十八年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 保安林の所在場所

青森市大字横内字八重菊五六

### 二 保安林指定の目的

水源のかん養

### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

青森県告示第三百五十四号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十八年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 解除予定保安林の所在場所

八戸市南郷区大字島守字帳塚九の六(次の図に示す部分に限る。)

### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備  
保安林を解除しようとする理由  
指定理由の消滅

三  
置いて縦覧に供する。  
（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び八戸支庁に備え

**出 先 機 関**

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、相馬土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年四月十七日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理 事	沢 田 健 雄	旧住所 中津軽郡相馬村大字湯口字一ノ安田九〇の二 新住所 弘前市大字湯口字一ノ安田九〇の二	平成一八・二・二七
"	成 田 秀 秋	旧住所 中津軽郡相馬村大字黒滝字一ノ川瀬三〇 新住所 弘前市大字黒滝字一ノ川瀬三〇	"
"	山 内 一 義	旧住所 中津軽郡相馬村大字五所字里見五二の〇 新住所 弘前市大字五所字里見五二の一	"

"	成 田 由 弘	旧住所 中津軽郡相馬村大字紙漉沢字山越一六 新住所 弘前市大字紙漉沢字山越一六九	"
---	------------------	---	---

"	宮 川 克 彦	旧住所 中津軽郡相馬村大字藤沢字野田八九の〇 新住所 弘前市大字藤沢字野田八九の一	"
---	------------------	--	---

"	福 田 義 雄	旧住所 中津軽郡相馬村大字相馬字羽根山三六 新住所 弘前市大字相馬字羽根山三六	"
---	------------------	--	---

監 事	山 内 逸 実	旧住所 中津軽郡相馬村大字黒滝字一ノ川瀬六七の九 新住所 弘前市大字黒滝字一ノ川瀬六七の九	"
--------	------------------	--	---

"	宮 川 文 雄	旧住所 中津軽郡相馬村大字藤沢字野田一二七 新住所 弘前市大字藤沢字野田一二七の六	"
---	------------------	--	---

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、六羽川土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年四月十七日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理 事	工 藤 長 紀	旧住所 南津軽郡平賀町大字杉館字宮元一九 新住所 平川市杉館宮元一九の二	平成一八・一・一

青森県選挙管理委員会告示第二十八号

選挙管理委員会

〃	監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃
赤平 源逸	小山内勝廣	瀧本 祐一	栗林八千夫	須々田政喜	小林 辰雄	斎藤 章	田中 功靖
新住所 平川市高畑熊沢一三五の一	旧住所 南津軽郡平賀町大字高畑字熊沢一三五 新住所 平川市大光寺二村井八一の一	旧住所 南津軽郡平賀町大字大光寺字二村井八一の一 新住所 平川市大光寺二早稲田四六の二	旧住所 南津軽郡平賀町大字柏木町字東田一三六の五 新住所 平川市柏木町東田一三六の五	旧住所 南津軽郡平賀町大字小和森字松村八〇 新住所 平川市小和森松村八〇	旧住所 南津軽郡平賀町大字本町字村元七五 新住所 平川市本町村元七五	旧住所 南津軽郡平賀町大字新館字藤巻三五の一 新住所 平川市新館藤巻三五の一	旧住所 南津軽郡平賀町大字沖館字宮崎一六七の一 新住所 平川市沖館宮崎一六七の一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

平成十八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十八年四月十七日

表中

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

弘前市立中央公民館相馬館	〃	大字五所字野沢四四の三
--------------	---	-------------

を

弘前市立中央公民館相馬館	〃	大字五所字野沢四四の三
弘前市町田地区ふれあいセンター	〃	大字町田一丁目四の一

に改め、

赤石林業センター	西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町字 宇名原二二二の一
----------	----------------------------

を削る。

雑報

青森県事業団公告第一号

平成十八年三月青森県新産業都市建設事業団理事会第百六十九回定例会の議を経た平成十七年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算（第二号）ほか四件及び平成十八年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算ほか五件の要領を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成十八年四月十七日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三村申吾

## 平成17年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算（第2号）

平成17年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,514千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 18,498	千円 16	千円 18,514
	1 臨海収入	12,423	7	12,430
	2 市川収入	6,073	8	6,081
	3 百石収入	2	1	3
歳入合計		18,498	16	18,514

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 18,498	千円 16	千円 18,514
	1 臨海事業費	12,423	7	12,430
	2 市川事業費	6,073	8	6,081
	3 百石事業費	2	1	3
歳出合計		18,498	16	18,514

## 平成17年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成17年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成17年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 事業収益	263,020千円	260,249千円	2,771千円
第1項 営業収益	260,940千円	260,940千円	0千円
第2項 営業外収益	2,080千円	691千円	2,771千円
支 出			
第1款 事業費用	90,441千円	90,027千円	414千円
第1項 営業費用	90,075千円	90,027千円	48千円

(資本的収入及び支出)

第3条 平成17年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
支 出			
第1款 資本的支出	3,000,000千円	3,000,000千円	0千円
第1項 長期借入金償還金	3,000,000千円	3,000,000千円	0千円

平成17年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成17年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成17年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 事業収益	89,124千円	88,109千円	1,015千円
第1項 営業収益	88,110千円	88,110千円	0千円
第2項 営業外収益	1,014千円	1千円	1,015千円
支 出			
第1款 事業費用	111,214千円	49,640千円	61,574千円
第1項 営業費用	48,810千円	48,421千円	389千円
第2項 営業外費用	62,404千円	1,219千円	61,185千円

平成17年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成17年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成17年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 事業収益	148,811千円	40,513千円	108,298千円
第1項 営業収益	48,710千円	40,513千円	8,197千円
支 出			
第1款 事業費用	37,892千円	32,135千円	5,757千円
第1項 営業費用	37,790千円	32,135千円	5,655千円

## 平成17年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成17年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成17年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 事業収益	447,801千円	447,450千円	351千円
第1項 営業収益	447,700千円	447,700千円	0千円
第2項 営業外収益	101千円	250千円	351千円
支 出			
第1款 事業費用	327,877千円	265,460千円	62,417千円
第1項 営業費用	265,214千円	263,728千円	1,486千円
第2項 営業外費用	62,663千円	1,732千円	60,931千円

## 平成18年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算

平成18年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,401千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 8,412
	1 負担金	8,412
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1

3 繰 入 金		6,844
	1 繰 入 金	6,844
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		20,143
	1 預 金 利 子	1
	2 会 館 管 理 収 入	20,142
歳 入 合 計		35,401

## 歳 出

款	項	金 額
1 事 業 団 費		千円 35,401
	1 事 業 団 運 営 費	35,401
歳 出 合 計		35,401

## 平成18年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計予算

平成18年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,806千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 事 業 収 入		千円 18,806
	1 臨 海 収 入	12,670
	2 市 川 収 入	6,133
	3 百 石 収 入	3
歳 入 合 計		18,806

## 歳 出

款	項	金 額
1 事 業 支 出		千円 18,806
	1 臨 海 事 業 費	12,670
	2 市 川 事 業 費	6,133
	3 百 石 事 業 費	3
歳 出 合 計		18,806

## 平成18年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算

## (総 則)

第1条 平成18年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

## (収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 事業収益	266,527千円
第1項 営業収益	260,940千円
第2項 営業外収益	5,587千円

## 支 出

第1款 事業費用	90,802千円
第1項 営業費用	90,075千円
第2項 営業外費用	727千円

## (資本的収入及び支出)

第3条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 支 出

第1款 資本的支出	3,000,000千円
第1項 長期借入金償還金	3,000,000千円

## (一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、7,110,000千円と定める。

## 平成18年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算

## (総 則)

第1条 平成18年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

## (収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 事業収益	88,117千円
第1項 営業収益	88,110千円



第2項 営業外収益 7千円

支 出

第1款 事業費用 112,142千円  
第1項 営業費用 48,810千円  
第2項 営業外費用 63,332千円

(一時借入金)

第3条 一時借入金の限度額は、4,050,000千円と定める。

平成18年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成18年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益 148,893千円  
第1項 営業収益 48,710千円  
第2項 営業外収益 100,183千円

支 出

第1款 事業費用 37,972千円  
第1項 営業費用 37,790千円  
第2項 営業外費用 182千円

(一時借入金)

第3条 一時借入金の限度額は、2,200,000千円と定める。

平成18年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成18年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益 429,546千円  
第1項 営業収益 429,540千円  
第2項 営業外収益 6千円

支 出

第1款 事業費用 329,077千円  
第1項 営業費用 265,214千円  
第2項 営業外費用 63,863千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出

第1款 資本的支出	30,000千円
第1項 用地造成事業費	30,000千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、4,110,000千円と定める。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一  
銭